

北網圏域地域医療構想調整会議設置要領

(設置)

第1条 地域医療構想を策定する区域(医療法第30条の4第2項第7号の規定により定める区域のこと。以下「構想区域」という。)において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第30条の14第1項に定める「協議の場」として、北網圏域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設ける。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、構想区域内における次の事項について協議する。

- (1) 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) 北海道計画(地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画)に盛り込む事業に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

(委員)

第3条 調整会議の委員は、別表の団体の長にある者をもって充てる。

(議長及び副議長)

第4条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、必要の都度議長が招集する。

- 2 議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

(部会)

第6条 調整会議には、必要に応じ、部会を設けることができる。

- 2 部会に属すべき委員は、議長が指名する。
- 3 部会の運営は、部会を構成する委員が協議して行う。

(庶務)

第7条 調整会議に関する庶務は、オホーツク総合振興局保健環境部において処理する。

(議事の公開)

第8条 会議は原則公開とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。ただし、軽微な事項については、議長が定めて調整会議に報告するものとする。

附則

この要領は、平成27年 8月14日から施行する。

この要領は、平成29年 3月28日から施行する。

この要領は、平成29年12月28日から施行する。

別表（第3条 委員）

区 分	役 職 団 体 名
市 町	北見市 美幌町 津別町 訓子府町 置戸町 網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町
医療機関	北見赤十字病院 ケイ・アイオホーツク海病院 小林病院 J A北海道厚生連網走厚生病院
関係団体	北見医師会 美幌医師会 網走医師会 北海道病院協会 北海道精神科病院協会 北網保健医療福祉圏域連携推進会議 北見歯科医師会 北海道看護協会北網支部 北海道薬剤師会北見支部 北海道薬剤師会網走支部 全国健康保険協会北海道支部 北見市社会福祉協議会 網走市社会福祉協議会 網走管内老人福祉施設協議会 北見消費者協会